

香芝市職員昇任候補者資格試験制度要綱を次のように定める。

令和 6 年 7 月 2 5 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市職員昇任候補者資格試験制度要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 1 5 条の任用の根本基準に基づき、職員の職務遂行能力に応じて公平に昇任できる機会を与え、昇任試験を実施することにより昇任候補者資格を取得せしめ、よって能力の実証による任用に資することを目的とする。

(試験の種類)

第 2 条 試験の種類は、次のとおりとする。ただし、技能労務職員の試験については、別に定める。

- (1) 香芝市職員 3 級昇任候補者資格試験 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 3 2 号。以下「給与条例」という。）別表第 2 に規定する 3 級の職務の級の職員（保育士及び幼稚園教諭を除く。）としての適性を認定するために行う試験
 - (2) 保育士等 3 級昇任候補者資格試験 給与条例別表第 2 に規定する 3 級の職務の級の保育士及び幼稚園教諭としての適性を認定するために行う試験
 - (3) 香芝市職員 4 級昇任候補者資格試験 給与条例別表第 2 に規定する 4 級の職務の級の職員（保育士及び幼稚園教諭を除く。）としての適性を認定するために行う試験
 - (4) 保育士等 4 級昇任候補者資格試験 給与条例別表第 2 に規定する 4 級の職務の級の保育士又は幼稚園教諭としての適性を認定するために行う試験
- (受験者)

第 3 条 受験者は、試験実施年度の 1 0 月 1 日（以下「試験基準日」という。）において、次の各号に掲げる試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める在級年数以上を経過する者のうち、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 香芝市職員 3 級昇任候補者資格試験及び保育士等 3 級昇任候補者資格試験 給与条例別表第 2 に規定する 2 級の職務の級の職員として 2 年 6 月
- (2) 香芝市職員 4 級昇任候補者資格試験及び保育士等 4 級昇任候補者資格試験 給与条例別表第 2 に規定する 3 級の職務の級の職員として 1 年 6 月

2 前項の規定にかかわらず、平成 2 6 年度以降、職務経験者採用区分により

採用された職員に係る在級年数については、次の表に定めるとおりとする。

香芝市の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成10年規則第20号）第10条及び第12条の規定に基づく初任給決定時に加算された経験年数	香芝市職員3級昇任候補者資格試験及び保育士等3級昇任候補者資格試験 2級の職務の級の職員として必要な在級年数	香芝市職員4級昇任候補者資格試験及び保育士等4級昇任候補者資格試験 3級の職務の級の職員として必要な在級年数
2年	6月	1年6月
3年	6月	6月
4年	6月	6月
5年以上	6月	6月

（受験のための手続）

第4条 前条の受験者は、委員会が定める期日までに、昇任試験受験申込書に所定の事項を記入の上、受験者の属する部局課室の部長、次長、局長、課長及び室長（以下「部局課室長」という。）を経由して香芝市職員任用試験委員会（以下「委員会」という。）に申し込み、受験票の交付を受けるものとする。

（試験の方法）

第5条 第2条に定める試験の方法は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

試験の種類	試験の方法
香芝市職員3級昇任候補者資格試験及び保育士等3級昇任候補者資格試験	作文試験及び勤務実績の総合評価
香芝市職員4級昇任候補者資格試験及び保育士等4級昇任候補者資格試験	(1) 第1次試験 筆記試験、作文試験及び勤務成績の総合評価 (2) 第2次試験 面接試験

（試験実施日等）

第6条 香芝市職員4級昇任候補者資格試験及び保育士等4級昇任候補者資格試験は、毎年度1回委員会が定める日（以下「試験実施日」という。）に実施する。

- 2 前項に規定する試験の受験者が次の各号に掲げる事由により受験できないときは、昇任候補者資格試験欠席承認書を委員会に提出しなければならない。
- (1) 受験者の3親等以内の親族が死亡したときで、受験者がその葬儀又は服

喪に出席する場合

- (2) 受験者が、病気休暇若しくは病気休職中の場合又は試験実施日において疾病若しくは事故により試験を受けることができない場合で診断書等により欠席事由が証明できる場合
- (3) 地震、水害、火災その他の災害により、受験者の現住居が滅失し又は損壊したときで、復旧作業等のため受験できない場合
- (4) 地震、水害その他の災害により交通機関が途絶したため受験できない場合
- (5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合
- (6) その他市長がやむを得ないと認める場合

3 第1項に規定する試験における第1次試験の受験者が前項各号に掲げる事由により試験に欠席した場合で、やむを得ないと認められるときは、委員会が別に指定する課題について、指定用紙（800字）に5枚以上の作文を提出し、その内容が良好と認められる場合は、第1次試験を受験したものとみなす。ただし、第1次試験の成績は、合格基準に達しないものとして取り扱う。

4 香芝市職員3級昇任候補者資格試験及び保育士等3級昇任候補者資格試験は、毎年度1回委員会が定める期日（以下「提出期日」という。）までに当該委員会の指定する様式により、作文を提出するものとする。

（受験者に対する指導）

第7条 部局課室長は、受験者に対し、次の指導等をしなければならない。

- (1) 受験を拒否することがないように指導すること。
- (2) 健康管理に十分留意するよう注意を促すこと。
- (3) 試験実施日に試験を受けられるよう業務について十分配慮すること。

（その他）

第8条 試験の合否は、市長が別に定める基準により委員会が決定し、合格点に達することとなった者を昇任候補者とする。

2 この要綱による試験の受験者で、合格点に達することとならないものは、合格点に達することとなるまで毎年度受験することができる。

3 筆記試験の成績については、次の表に定めるところにより加点して評価することができるものとする。

加点対象 受験回数	1	2	3	4	5	6	7	8以上
--------------	---	---	---	---	---	---	---	-----

加点数	0	0	2	4	6	10	14	18
-----	---	---	---	---	---	----	----	----

4 第3条第1項の市長が適当と認めるものには、次に掲げる者は該当しないものとする。

(1) 試験実施日又は提出期日前1年以内に懲戒処分、降任処分又は刑事休職処分を受けた者

(2) 試験実施日又は提出期日において懲戒処分の決定を受けていないが、懲戒処分に相当する非違行為を行ったことが明らかである者

(3) 試験実施日において、病気休暇等長期の休暇、病気休職又はその他の休業事由により試験を受験できないことが明らかな者

(4) 病気その他の事由(育児休業又は公務災害により休業した場合を除く。)により試験基準日前1年間に於いて6月以上勤務に携わっていない者

5 前項の規定により、受験資格が認められない者は、試験を受験しなかったものとして取り扱う。

6 この要綱の実施に関し疑義が生じた場合は、市長はその都度勘考の上決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年7月25日から施行する。